

# 秋田県由利本荘市立本荘南中学校同窓会会則

(平成17年4月1日 改正)

## 第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は秋田県由利本荘市立本荘南中学校同窓会と称し事務所を同校内に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

第 2 条 本会は母校の発展に寄与し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 母校の発展に対する援助
- 2 会員相互の親睦
- 3 母校記念事業への協力
- 4 入会式の主催
- 5 その他必要と認めた事項

## 第 3 章 会 員

第 4 条 本会の会員を分けて正会員、特別会員とする。

第 5 条 正会員、特別会員を次のように定める。

### 正 会 員

- 1 本荘市立南中学校及び由利本荘市立本荘南中学校卒業生
- 2 この学校に在学したもので本会の推薦をうけたもの

### 特別会員

- 1 由利本荘市立本荘南中学校教職員
- 2 この学校の教職員であった者と本会または母校の発展に功績があり、本会の推薦を受けたもの

## 第 4 章 役 員

第 6 条 本会には次の役員をおく。

- |   |         |               |       |     |
|---|---------|---------------|-------|-----|
| 1 | 名 誉 会 長 | 由利本荘市立本荘南中学校長 |       |     |
| 2 | 会 長     | 1 名           | 副 会 長 | 2 名 |
|   | 理 事     | 各期代表 1 名      | 監 事   | 2 名 |
|   | 幹 事     | 若干名           |       |     |

第 7 条 会長、副会長、及び監事は理事会において選出する。幹事は会長が委嘱する。

第 8 条 会長は会を代表し、会務を統理し、会議を招集してその議長となる。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。

理事は 20 歳以上で由利本荘市在住の各期の代表者で組織し、会務の執行にあたる。

監事は、この会の経理についての監査にあたる。

幹事は理事会の承認を得て、会長の指示により庶務及びその他の事務にあたる。

第 9 条 すべての役員の内任期は 3 年とし、再任を妨げない。欠員による役員の内任期は前任者の残任期間とする。

## 第 5 章 理 事 会

第 10 条 本会の理事会は毎年開催し、会務、会計の状況を報告し、必要な事項について協議する。会長が必要と認めた場合は臨時理事会を開くことができる。

第 11 条 理事会の議決は出席者の過半数とする。

## 第 6 章 会 計

第 12 条 本会の会計は正会員が母校卒業時に納付した入会金、利子及び寄付金等により支弁する。

第 13 条 正会員は入会に際し、入会金として金 500 円を納付するものとする。

第 14 条 会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 付 則

第 15 条 この会則は理事会において出席者の 3 分の 2 以上の同意があれば改正することができる。

第 16 条 この会則は昭和 38 年 3 月 16 日から施行する。

この会則は平成 12 年 10 月 3 日 から施行する。

この会則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。